

# 山口県報

平成19年  
8月31日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
中小企業等協同組合法施行細則(経営金融課)	一
告示	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	二
特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準 (経営金融課)	四
保安林の指定(森林整備課)	四
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所 (森林整備課)	四
下松駅前第1地区市街地再開発組合の解散の認可(都市計画課)	五
公告	五
契約の締結(情報企画課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課)	六
平成十九年度砂利採取業務主任者試験の実施(新産業振興課)	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	七
基本測量の実施(監理課)	七
人委規則	七
職員の手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	七



中小企業等協同組合法施行細則をここに公布する。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第七十三号

中小企業等協同組合法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の施行について、中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)及び中小企業等協同組合法施行規則(平成十九年内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支払準備金の額)

第二条 省令第一百八条第一項第二号の行政庁が定める金額は、中小企業等協同組合法施行規則(平成十九年金融庁告示・財務省告示・厚生労働省告示・農林水産省告示・経済産業省告示・国土交通省告示第一号。以下「告示」という。)第五条及び第六条の規定の例により算出した金額とする。

(異常危険準備金の積立て及び取崩しに関する基準)

第三条 省令第一百九条第六項の行政庁が定める積立て及び取崩しに関する基準は、告示第七条から第九条までの規定の例により異常危険準備金の積立て及び取崩しを行うこととする。

(健全性の基準に用いる額に係る率等)

第四条 省令第二十三条第一項第四号の行政庁が定める率は、告示第十一条第一項に規定する率とする。

2 省令第二十三条第一項第五号の行政庁が定める率は、告示第十一条第二項に規定する率とする。

3 省令第二百二十三条第一項第六号の同項各号に準ずるものとして行政庁が定めるものの額は、告示第十一条第三項に規定する額とする。

第五条 省令第二百二十四条各号列記以外の部分の規定による計算は、告示第十二条の規定による計算とする。

定の例により行わなければならない。

2 省令第二百二十四条第一号の規定による計算は、告示第十三条第一項の規定の例により行わなければならない。

3 省令第二百二十四条第二号の規定による計算は、告示第十三条第二項の規定の例により行わなければならない。

4 省令第二百二十四条第三号イの規定による計算は、告示第十三条第三項の規定の例により行わなければならない。

5 省令第二百二十四条第三号ロの規定による計算は、告示第十三条第四項の規定の例により行わなければならない。

6 省令第二百二十四条第三号ハの規定による計算は、告示第十三条第五項の規定の例により行わなければならない。

7 省令第二百二十四条第三号ニの規定による計算は、告示第十三条第六項の規定の例により行わなければならない。

8 省令第二百二十四条第四号の規定による計算は、告示第十三条第七項の規定の例により行わなければならない。

(貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を計算の基礎とする金額の計算)

第六条 省令第六十六條第二項及び第三項の規定による計算は、告示第十四条の規定の例により行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年八月三十一日から同年九月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場  
所在地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (N <sub>m</sub> <sup>3</sup> /時)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
二七ール	一、八〇〇	平成一九〇、八	平成一九一、一、一四	平成一九一、一、一四
備 考	「二七ール」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設をいう。			



No.13	排水口	"	八・五・八	"	"	"	"	"	〇・七	一・五	〇・〇六	〇・一	四・三〇	六・〇〇
-------	-----	---	-------	---	---	---	---	---	-----	-----	------	-----	------	------

山口県告示第四百四十二号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「法」という。）第五十八条の四の規定により、特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準として次のとおり基準を定めた。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

共済金、返戻金その他の給付金の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の式により算定した数値が二以上であるかどうかによる。

$$\frac{\text{法第58条の4第1号に掲げる額}}{\text{法第58条の4第2号に掲げる額} \times 0.5}$$

山口県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

下松市大字河内字恋路一〇一の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇三の二、字花ヶ迫二九七の一、二九七の二（次の図に示す部分に限る。）

柳井市柳井字寺ヶ浴一〇〇、一一〇の一、五六四〇、五六四二の一、五六四五の一、五六四六、字金敷二四一五の一（次の図に示す部分に限る。）、字谷尻五七八の一、五七九三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下松市大字河内字恋路一〇一の一・一〇三の二・字花ヶ迫二九七の一・二九七

の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

柳井市柳井字寺ヶ浴一〇一の一・五六四〇・五六四五の一・字金敷二四一五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	森林所有者又は登記した権利を有する者
------------------------	---------------	-------------	--------------------

山口市嘉川字干見折二二四の一	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度	萩市大字土原 村田 和久
----------------	----------	----------	--------------

二 通知の内容を掲示した場所

山口市役所

山口県告示第四百四十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、下松駅前第1地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関成



(四三八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
  - 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
グループウェアシステム再構築業務 一式
  - 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 四 落札者を決定した日  
平成十九年七月五日
  - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立システムアンドサービス 東京都港区港南二丁目一八番一号
  - 六 落札金額  
二億四千百五十二万四千四十五円
  - 七 入札公告日  
平成十九年五月十五日
  - 八 その他
- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (二) 調達方法  
購入等

(三) 落札方式  
総合評価

(四三九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年八月三十一日から平成二十年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コスバ防府  
所在地 防府市大字植松一一四
  - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次  
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇
  - 三 変更に係る事項の概要
- | 変更に係る事項  | 変更前  | 変更後  |
|----------|------|------|
| 駐車場の収容台数 | 三九九台 | 三五四台 |
- 四 届出年月日  
平成十九年八月二十一日
  - 五 変更年月日  
平成十九年九月一日

(四四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十九年四月十三日山口県公告（一七六）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国

市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年八月三十一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 フレスタ岩国室の木店  
所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一
- 二 意見の概要  
交通に係る事項について配慮を求める。

(四四一) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成十九年四月十三日山口県公告(一七六)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成十九年八月三十一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 フレスタ岩国室の木店  
所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一
- 二 意見の概要  
交通に係る事項について配慮を求める。

(四四二) 平成十九年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十九年十一月九日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

三 試験の科目

山口県庁共用第四会議室

四 試験の科目

受検資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

五 試験の採取に関する法令

(一) 砂利の採取に関する法令

六 受検願書の提出先

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

七 提出書類

平成十九年十月十二日(金曜日)から同月三十一日(水曜日)まで(郵送の場合、十月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

八 受検手数料

受検願書等の提出先  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

九 合格者の発表等

山口県商工労働部新産業振興課

十 その他

受検願書の受付期間  
平成十九年十月十二日(金曜日)から同月三十一日(水曜日)まで(郵送の場合、十月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

十一 試験の得点の開示

写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

十二 受検手数料

受検手数料  
七千六百円に相当する山口県収入証紙を受検願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十三 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日通知する。

十四 試験の得点の開示

試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十五 その他

受検願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受検願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手

十六 その他

受検願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受検願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手

十七 その他

受検願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受検願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手

をはったて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

○ この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三三二五)にすること。

(四四三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関 成

就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
周東中曽根土地改良区	理事	山崎 仁志	岩国市周東町差川一〇三〇

(四四四) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成十九年八月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類  
基本測量(高密度メッシュ標高データ作成)
- 二 作業の地域  
山口県全域
- 三 作業の期間  
平成十九年九月三日から平成二十一年三月三十一日まで



職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条、第十八条第二項及び第十九条第一項中、「六月未満」を「十二月未満(特定退職者にあつては、六月未満)」に改める。

別記第七号様式中「(第2条の2関係)」を「(第2条の3関係)」に改める。

別記第八号様式の表中

「明治大正昭和」を「明治大正昭和」に改める。

別記第九号様式の表中

「明治大正昭和」を「明治大正昭和」に改める。

「明治大正昭和」を「明治大正昭和」に改める。

別記第二十号様式の表中

「明治大正昭和」を「明治大正昭和」に改める。

「明治大正昭和」を「明治大正昭和」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、別記第七号様式から別記第九号様式まで及び別記第二十号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当の支給に関する規則第六条、第十八条第二項及び第十九条第一項の規定は、平成十九年十月一日以後の退職に係る退職票又は退職票について適用し、同日前の退職に係る退職票又は退職票については、なお従前の例による。

平成十九年八月三十一日印刷  
平成十九年八月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)